

公益社団法人埼玉県社会福祉士会組織規程

規程第3号

2012年11月22日制定

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人埼玉県社会福祉士会（以下「本会」という。）が本会定款（以下「定款」という。）第4条に規定する事業を執行するうえで事業の適正かつ能率的な遂行を図るため、組織・職制を定めることを目的とする。

第2章 運営機関

(運営委員会)

第2条 本会の円滑な運営を目的として理事会を補佐する運営委員会を設置する。

2 運営委員会は、次に掲げる業務を分掌する。

- (1) 理事会に付する事項の審議
- (2) 第3条に規定する部の重要事項の審議・決定
- (3) その他会務・事業の執行に関する事項の審議・決定

3 運営委員は、次に掲げる会員をもってあてる。

- (1) 理事のうち、会員で理事及び監事にある者
- (2) 公益社団法人埼玉県社会福祉士会委員会の設置及び運営に関する規則（以下「委員会の設置運営規則」という。）第3条第1項第2号から第4号に規定する委員会を代表する者
- (3) その他会長が必要と認めた者

第3章 執行機関及び補助機関

(部の設置)

第3条 本会の事業を執行するため、次に掲げる部（以下「部」という。）を置く。

- (1) 総務部
- (2) 研修部
- (3) 調査研究部
- (4) 事業部
- (5) 権利擁護センター
- (6) 住宅ソーシャルワーカー

(運営責任者)

第4条 前条に定める部の運営責任者として部長を置き、理事又は理事会が承認した会員をもってこれに充てる。

2 部長の任期は、定款第23条に定める期間と同一とする。

(事業執行機関)

第5条 委員会の設置運営規則第3条第2号から第4号に基づき設置された委員会は、部に所属して担当する事業等を執行する。

2 委員会には責任者及び責任者を補佐する者を置く。

(事務局)

第6条 本会事務局の組織及び運営に関する規則に規定する事務局は、第3条に規定する各部を補助する。

(雑則)

第7条 この規程の施行について必要な事項は、理事会の議を経て会長が別に定める。

2 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、2012年11月22日から施行する。